

四国大学・四国大学短期大学部  
動物実験実施者等教育訓練実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「四国大学動物実験安全管理規則」(以下「規則」という。)第18条の規定に基づく動物実験実施者等に対する教育訓練(以下「教育訓練」という。)の適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練対象者)

第2条 次の各号に該当する教員、大学院生及び学部学生は、教育訓練を目的とした講習を受けなければならない。

- (1) 初めて動物実験等を実施しようとする者
- (2) 初めて実験動物を飼養しようとする者
- (3) 実験内容に照らして更なる教育訓練を受けることが必要な者

2 前項の規定は、動物実験等に関する知見を深め、又は技術を高めようとする者が、経験の豊富な教員に依頼するなどしてその目的に応じた教育訓練を受けることを妨げるものではない。

(教育訓練内容)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に該当する者に対する教育訓練は、次の各号に掲げる事項について行うこととし、同項第3号に該当する者に対する教育訓練は、当該事項のうち必要な事項について行うものとする。

- (1) 関係法令等及び規則その他本学が定めるマニュアル等に関する事項
- (2) 動物実験等及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に必要な事項

2 前項第1号の関係法令等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)
- (2) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)
- (3) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)
- (4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(2006年6月1日日本学術会議)
- (5) 動物実験処置の苦痛分類に関する解説(平成16年6月4日国立大学法人動物実験施設協議会)
- (6) その他動物実験等に関する各種指針等

(教育訓練の実施)

第4条 動物実験委員会は、提出された動物実験計画書又は事前の相談等により第2条第1項各号に該当する者があることを知ったときは、教育訓練の実施について学長に助言を行

う。

- 2 前項の助言を受けた学長は、動物実験等管理者と協議の上動物実験等の経験が豊富な教員を講師として指名し、教育訓練を実施させることとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、正規の授業として行われる動物実験(学生実験)に関しては、当該授業を受ける学生に対する教育訓練は当該授業を担当する教員が行うこととする。
- 4 前3項に定めるほか、第2条に掲げる者は、学外における教育訓練を受けることができる。この場合、当該教育訓練の実施年月日、実施機関、実施場所、教育訓練内容の概要を予め動物実験委員会を経由して学長に届け出て、その承認を得ることとする。

(教育訓練の実施報告・受講報告)

第5条 教育訓練を実施した講師は、別記様式1による教育訓練実施報告書を、前条第4項に規定する学外における教育訓練を受けた者は、別記様式2による教育訓練受講報告書を、それぞれ動物実験委員会を経由して学長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 教育訓練に関する事務は、総合企画課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。